

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県宅地造成等規正法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)
(同)

一

号外 (27) 平成二十一年四月一日

規則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十七号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「岐阜県手数料徴収条例(平成十二年岐阜県条例第三号)」を「岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)」に、「別表第二十七の項」を「別表第二二の表」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県宅地造成等規正法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十八号

岐阜県宅地造成等規正法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県宅地造成等規正法施行細則(昭和四十一年岐阜県規則第五号)の一部を次の

よつに改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(宅地造成許可申請手数料等の減免)

第十五条 知事は、岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)第四条の規定に基づき、災害の被災者が被災後一年以内に災害復旧のための宅地造成を行う場合には、同条例別表第一九の表に規定する宅地造成許可申請手数料及び宅地造成変更許可申請手数料を減免することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(岐阜県宅地造成等規制法関係手数料の細目等を定める規則の廃止)

2 岐阜県宅地造成等規制法関係手数料の細目等を定める規則(平成十二年岐阜県規則第三十六号)は、廃止する。

平成二十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社